

『中標津町景観計画』に基づく 【携帯電話基地局設置に係る指導指針】 R2.5.1 改正

(基本理念)

中標津町は、良好な景観形成を図るための制度として「中標津町景観条例」を施行（平成9年1月）その後、景観法に基づく中標津町景観計画を平成29年度に策定するなど、その趣旨を反映した景観施策推進の面から、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される良好な景観の保全・創出を、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされる必要がある。

携帯電話基地局に付属する電波塔等の工作物（以下「電波塔等」という。）は、高さや規模、設置位置などにより、景観へ与える影響が大きいことから、町内における電波塔等の統一を図り良好な景観を形成していくことを目的とし、事業者には一定の指針を定め指導するものとする。

(適用区域)

この基準は、中標津町景観計画に基づき、行政区域全域を適用区域とする。

適用区域の分類については、中標津町景観計画における景観形成区域とし、それぞれの地域に適した景観形成を図るものとする。

- (1) 開陽台周辺区域（景観形成重点区域）
- (2) 空港周辺区域
- (3) 国道272号バイパス沿いの区域、市街地中心区域、中央通・大通沿いの区域
- (4) 市街地地区区域（(3)を除く区域）
- (5) 計根別市街地及びその他集落区域（計根別、開陽、武佐、当幌）
- (6) 自然・農村景観区域（(1)～(6)以外の地域）

(各地区景観形成共通基準)

(1) 設置位置

- ・ 電波塔等が与える圧迫感を軽減させるため、住宅地及び主要道路等から離れた位置（電波塔等の高さの2倍以上）に設置するものとする。やむを得ず住宅地より当該距離をとれない場合にあつては、当該住宅地の土地・建物所有者、並びに居住者の同意を得ること。
- ・ 電波塔等の柱部分が自然林などに遮蔽される場所を選定すること。
- ・ 既設建築物や法面等を利用し、極力電波塔等の高さを抑える工夫をすること。
- ・ 電波塔等が必要な理由を明確に説明できる場所とすること。

(2) 形態

- ・ 原則としてモノポール型（コンクリート柱又は、鋼管柱）とすること。ただし、設置場所が山間部であり、人目につかない場所である場合は協議のうえ決定する

ものとする。

- ・ アンテナ部分は、景観に与える影響が大きいリング状のものを避け、できる限り簡素な形態とすること。
- ・ 高さが31mを超える電波塔については、高さ設定に至った経緯を整理し、届出時に提出すること。

※本指導指針における高さの定義は避雷針を含めた最高高さとする。

(3) 色 彩

- ・ 色彩は、原色を避け、周辺環境に馴染む色とすること。

(事前協議)

- ・ 高さ10メートルを超える携帯電話の電波塔等を建設、又は改修をしようとする場合には建設計画を事前に町と協議し、また、近隣住民へ周知し、その同意を得ること。
- ・ 事業者は電波塔等の計画において共同設置や共用化についても充分検討すること。
- ・ 次に掲げる電波塔等については、中標津町景観審議会において審議をし、事務を進めることとする。

① 高さ15mを超える電波塔等の新設

② 各地区の基準の原則によらない電波塔等

③ その他景観形成に大きな影響を及ぼす恐れのある電波塔等

(届出)

- ・ 新たに電波塔を設置する場合は、景観法第16条第1項に基づき着手の30日前までに、中標津町景観条例施行規則で定める書類を提出するとともに、添付書類として「関係町内会長説明完了確認書」及び「関係住民説明結果報告書」を提出すること。

なお、高さ15m未満の電波塔を新設する場合には、「関係町内会説明完了確認書」を省略することができる。

(各地区景観形成基準)

(1) 開陽台周辺区域（景観形成重点区域）

【基準】

- ・ 開陽台及び町道北19号道路から目立たないように配慮し、原則として高さ10m以下とすること。

(2) 空港周辺区域

【基準】

- ・ 原則として電波塔等は設置できない。

(3) 国道 272 号バイパス沿いの区域、市街地中心区域、中央通・大通沿いの区域

【基準】

- ・原則として電波塔等は設置できない。(ただし、高さ 15 m 未満のものを除く。)

(4) 市街地地区区域 (3) を除く区域

【基準】

- ・原則として高さ(建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該電波塔等の上端までの高さ) 31メートルを超える電波塔等は設置できない。
- ・高さ 31メートル以内の電波塔等であっても、原則として、いわゆるアンゲル型は設置できない。

(5) 計根別市街地及びその他集落区域：(計根別、開陽、武佐、当幌)

【基準】

- ・原則として電波塔等は設置できない。(ただし、高さ 15 m 未満のものを除く。)

(6) 自然・農村景観区域：(1)～(5)以外の地域

【基準】

- ・国道及び道道から、概ね 100m の範囲内は、原則として電波塔等は設置できない。ただし、自然林等に遮蔽されるなど周辺景観に影響の少ない場合において、高さ 15 m 未満の基地局は協議のうえ設置可能とする。
- ・原則として高さ(建築物と一体となって設置される場合にあつては、地盤面から当該電波塔等の上端までの高さ) 31メートル以内とする。

(適用開始)

平成 19 年 6 月 8 日から適用する。

平成 25 年 11 月 5 日改正

令和 2 年 5 月 1 日改正

(中標津町建設水道部都市住宅課街づくり推進係)